

長野市のふるさと納税の返礼品についての報告

長野県からの、ふるさと納税制度の法令に基づく適正な運用の徹底についての通知を受けて実施した、返礼品提供事業者に対する自主点検の結果、返礼品に関する総務省への申請内容と実態が異なっていた事案が判明したため、報告します。

1 返礼品提供事業者に対する自主点検

実施期間：令和7年3月26日～令和7年4月11日

対 象：長野市に返礼品を登録している事業者283者

2 実態と異なっていた事案

品目数 20品目

事業者数 3事業者

※原因等の詳細は別紙のとおり

3 各事案への対応

実態が判明後、速やかに、当該返礼品による寄附の募集を停止している。

4 再発防止策

(1) 地場産品基準の再確認

全返礼品提供事業者に対して、改めて令和7年度に向けた出品予定と地場産品基準の適用類型の確認に必要となる情報の照会を実施した上で、市で改めて地場産品基準の適用類型を確認し直す。

(2) 事務処理の徹底

地場産品基準の確認を丁寧に行うよう徹底するとともに、必ず複数の目でのチェックを行う。

(3) 返礼品募集に係る書類の改訂

返礼品募集要項と、新規で返礼品提供を希望する事業者から提出してもらう誓約書を改訂し、事業者による食品の産地名の適正表示義務や、不適正表示時の対応等について追記の上、全返礼品提供事業者に改めて誓約書の提出を依頼する。

(4) 返礼品提供事業者に対する制度説明会

全返礼品提供事業者に対して、地場産品基準を含め制度全体についての説明会を実施する。

長野市企画政策部企画課

(課長) 羽田 稔

(担当) 清水 清志

TEL：026-224-5010

FAX：026-224-5103

E-mail：kikaku@city.nagano.lg.jp